

參考資料



木津川市緑の基本計画 用語説明

あ行	
アイストップ	人の注意を向けるように意識的に置かれたもの。緑に関しては、まちかどの樹木などが対象。
アダプト制度	公園、河川、道路など公共施設の一部を養子とみなして、市民が里親となって養子の美化（清掃）等を行うしくみ。
オープンスペース	山林、河川、湖沼、農地、公園、広場など、建物が無い土地の総称。
か行	
上狛環濠集落	上狛環濠集落は、通称「大里」と呼ばれ、周田を堀に囲まれ、山城国一揆の舞台となった村の一つとして村人たちの生活や村を治めた国人狛氏に関する遺跡と文化財が残り、惣村の風景を想像することができる。
関西文化学術研究都市	京都府、大阪府、奈良県の3府県（5市3町）にまたがる京阪奈丘陵に、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設、その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市。木津川市では、精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定。
クラスター	クラスターとは、本来は「ブドウの房」のことで、一体的空間の中に多種多様な機能が集積することを意味します。ここでは関西文化学術研究都市の各開発地区を指す。
景観協定	景観法の規定に基づき、景観区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定で、良好な景観の形成に関する事柄をソフトな点まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組み。
景観法	日本の都市や農村・山村・漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律（2004年6月制定、12月施行）。国土交通省所管、環境省等共管。
こどもエコクラブ	「こどもエコクラブ（JEC）」は環境省の呼びかけによって始まった地域や学校で仲間と一緒に環境について考え、行動するグループ。家庭・学校・地域の中で身近にできる地球に優しい活動に取り組む。
国土利用計画	自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、国土の有効利用を図ることを目的としている計画。全国計画、都道府県計画、市町村計画があり、国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要等を定める。
さ行	
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

指定文化財	文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、とくに重要なもので保存の必要のあるものを指定し、保護と活用が図られているものを指す。
市民協働	市民、市民活動団体、事業者及び市がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有しあう関係。
市民緑地制度	土地所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑の保全を推進するため、主として土地所有者からの申し出に基づき、地方公共団体又は都市緑地法第68条第1項の規定に基づく緑地管理機構が、当該土地の所有者と契約を締結し、一定期間住民の利用に供するために設置・管理できる制度。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定の区画に区分し、一定期間貸付ける農園のこと。
集合農地（区）	「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に定める土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業（特定土地区画整理事業）の事業計画においては、施行地区の面積のおおむね30パーセントを超えない範囲内において、集合農地区を定めることができ、当該地区への生産緑地地区指定を想定。
水害防備林 （水防林）	主に竹、柳などを河川の両岸に植え、水の侵食から河岸を守るとともに、万一川が氾濫しても被害を軽減する働きを果たす林。
生産緑地地区	市街化区域内農地のうち、将来にわたって適切に保全される緑地として都市計画法及び生産緑地法に基づいて指定された地区のこと。
生物多様性	生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。現在多くの生物種の絶滅が起きていると考えられ、年ごとに生じる新種の数はい少ないので、多くの種が消失すると生態学的な諸事象の持続が不可能になる。
絶滅危惧種	絶滅の危機にある生物種のこと。人間の経済活動がかつてないほど増大した現代では、人間活動が生物環境に与える影響は無視できないほど大きく、それによる種の絶滅も発生してきている。
た 行	
地域森林計画 対象民有林	国が定める「全国森林計画（森林法第4条）」に即して、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（法第5条）」の対象となる民有林のことを指す。
地球温暖化	石油等の化石燃料の燃焼などにより、大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地球の温度が上がる現象。
地区計画	地区の特性に応じて地区施設の規模や建築物の用途等についての制限を総合的な計画で定め、良好な市街地の形成を目指す制度。市町村が土地の所有者の意見を聞き、都市計画の一つとして決定。

都市計画区域	都市計画法その他の関連法令の適用を受ける区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都道府県知事が指定。
都市計画 マスタープラン	都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする計画。
都市公園	都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地など。
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としたもので、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等を定めた法律。
な行	
農業振興地域	今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が指定。
農用地区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。
は行	
バリアフリー	高齢者や障害者等が生活する上で、身体的・精神的なバリア（障壁）を取り除こうという考え方。
PDCAサイクル	マネジメント手法の一種。計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、らせん状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。
ヒートアイランド	ヒートアイランドとは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。ヒートアイランドは年間を通じて生じるが、特に夏季の気温上昇は都市生活の快適性を低下させることなどが問題。
風致地区	都市の風致維持のため、都市計画法に基づき、都道府県（10ha未満の風致地区にあっては市町村）又は指定都市が都市計画に定める地域地区。
文化財環境保全 地区	府教育委員会が、京都府文化財保護条例の規定により、指定・登録された有形文化財・記念物について、保存のため必要なときに決定する地区。地区における建築、宅地造成、木竹の伐採などの行為の規制ができる。
保安林	木材の生産という経済的機能よりも、災害防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられている森林。

ポケットパーク	「ベストポケットパーク」の略で、洋服のチョッキ「ベスト」についているポケットのように小さい規模の公園を意味している。
ら行	
緑地協定	住民間の合意により協定を結んで住宅の敷地内の既存の緑地の保全や生け垣を設置するなど自らの土地の緑化に取り組むもの。
山城茶問屋街	南山城地方では幕末からお茶の栽培が盛んになり、上粕地区では最盛期に約120軒の茶問屋等が営まれていた。現在も約40軒の茶問屋が軒を連ね、風情ある景観を見せ、茶問屋ストリートとも呼ばれている。

木津川市緑の基本計画策定委員会条例

平成 25 年 3 月 29 日

条例第 9 号

（設置）

第 1 条 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、木津川市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 緑の基本計画の策定に関すること。
- （2） その他緑の基本計画策定に必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 各種団体を代表する者
- （3） 関係行政機関等の職員
- （4） 公募により選出された市民

（任期）

第 4 条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から 2 年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

-
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 第3条第2項第2号及び第3号の委員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承諾を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、緑の基本計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例に規定する機関の委員に相当する委員として市長に任命又は委嘱されているものは、この条例の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

木津川市緑の基本計画策定委員会名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所属等
学識経験者 (2名)	◎森本 幸裕	京都学園大学教授 (京都大学名誉教授)
	○宗田 好史	京都府立大学教授
各種団体 代表者 (4名)	立花 志保	木津川市こどもエコクラブサポーターの会
	小豆 武男	公益財団法人 木津川市公園都市緑化協会事務局長
	木村 浩三	山城町森林組合代表理事組合長
	横谷 富士男 (第1、2回)	木津川市地域長会会長
	河村 和年 (第3～5回)	〃
関係行政機関 等の職員 (3名)	北村 智顕	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所副所長
	藤森 和也 (第1、2回)	京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所長
	長谷川 道郎 (第3～5回)	〃
	田中 達男	木津川市副市長
公募委員 (3名)	佐々木 重規	公募委員
	杉村 順夫	公募委員
	村上 雅昭	公募委員
オブザーバー (1名)	中川 雅永 (第1、2回)	独立行政法人 都市再生機構 関西文化学術研究都市事業本部 事業部長
	佛坂 隆雄 (第3～5回)	〃

◎は委員長、○副委員長を示す。

木津川市緑の基本計画策定委員会開催経過

年度	開催日	検討事項
平成24年度	11月21日(水) 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選出 ・緑の基本計画の策定について ・市民アンケート調査(案)について
	3月27日(水) 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査等の結果報告について ・緑の解析・評価及び今後の検討課題について
平成25年度	8月7日(水) 第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくり目標と基本方針について ・緑のまちづくり施策について
	12月25日(水) 第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回策定委員会での指摘事項とその対応案等について ・緑の地域別計画(案)について ・計画の推進方策(案)について ・木津川市緑の基本計画(中間案)について
	3月26日(水) 第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・木津川市緑の基本計画(中間案)に対する意見募集結果について ・木津川市緑の基本計画について